

◎佐賀県条例第17号

佐賀県食肉衛生検査所設置条例の一部を改正する条例

佐賀県食肉衛生検査所設置条例（昭和56年佐賀県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>第1条 と畜場法（昭和28年法律第114号）に基づくと畜の検査及びと畜場の衛生、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）に基づく食鳥処理場の衛生並びに食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づくと畜場内又は食鳥処理場内における食品衛生に関する事務を分掌させるため、食肉衛生検査所を設置する。</p> <p>第2条 略</p>	<p><u>（設置）</u></p> <p>第1条 と畜場法（昭和28年法律第114号）に基づくと畜の検査及びと畜場の衛生、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）に基づく食鳥処理場の衛生、<u>食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づくと畜場内、と畜場に併設する食肉処理業に係る施設内又は食鳥処理場内における食品衛生並びに農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）に基づくと畜場内又はと畜場に併設する食肉処理業に係る施設内において生産され、製造され、又は加工される畜産物に係る輸出証明に関する事務を分掌させるため、食肉衛生検査所を設置する。</u></p> <p><u>（名称、位置及び所管区域）</u></p> <p>第2条 略</p> <p><u>（補則）</u></p> <p>第3条 この条例に定めるもののほか、食肉衛生検査所の管理に<u>関し必要な事項は、知事が別に定める。</u></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。